



ゆうすい

9月定例会

議会だより

平成26年11月18日発行 第40号



< 栗野小学校運動会 >

主な内容

平成25年度決算 …… P2

平成26年度補正予算 … P7

一般質問 …………… P8

委員長報告 ……… P16

一般会計不認定 特別会計及び水道会計認定



予算はどいつ

決算審査特別委員会審査報告

活

かされたのか

平成26年第3回定例会において、平成25年度歳入歳出に係る決算の認定に付する議案が上程され、決算審査特別委員会を設置。それぞれの会計の予算執行状況と施策の成果について、審査を実施しました。

審査の着眼点

予算が目的に従って適正かつ効果的に執行できたか。

どのような行政効果が発揮できたか。また、改善工夫がどのようになされるべきか等。

審査期間

平成26年9月18日
～10月3日

審査場所

吉松庁舎
2・3委員会室
及び現地調査

決算審査特別委員会委員

今回は、議長及び監査委員を除く10名全員で実施しました。

委員長 池上 滝一
副委員長 境田 公明

平成25年度決算

(円)

| | 一般会計 | 特別会計 | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| | | 国民健康保険 | 介護保険 | 後期高齢者 |
| 歳入総額 | 7,045,090,301 | 1,625,670,079 | 1,293,072,386 | 132,651,906 |
| 歳出総額 | 6,668,659,794 | 1,567,095,750 | 1,277,417,810 | 132,425,406 |
| 差引額 | 376,430,507 | 58,574,329 | 15,654,576 | 226,500 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | 133,691,000 | 0 | 0 | 0 |
| 実質収支額 | 242,739,507 | 58,574,329 | 15,654,576 | 226,500 |

※実質収支額 2 億 4273 万 9507 円のうち、元職員の横領事件により現金 7532 万 9377 円が不足しており、差引額は、1 億 6741 万 130 円となる。

| 水道事業 | 収益的 | | 計 | 資本的 | | 計 |
|------|-------------|-------------|-----------|------------|-------------|--------------|
| | 収入 | 支出 | | 収入 | 支出 | |
| | 170,017,970 | 165,722,892 | 4,295,078 | 87,444,252 | 165,261,447 | △ 77,817,195 |

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7781 万 7195 円は、過年度分損益勘定留保資金から補てん

<審査結果の概要>

一般会計 **不認定**

平成25年度湧水町一般会計歳入歳出決算の認定について、各審査の内容を踏まえ、決算審査特別委員会で討論に付しました。まず反対討論として、「平成25年度湧水町一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出の計数に誤りもなく、予算の執行状況もおおむね良好であり、各種事業の目的に沿った成果であると認めるところではありますが、監査委員の審査意見にもありますように、元職員による横領事件で7500万円あまりの現金が不足しており、適正な決算とはいえない、以上の事由によって認定することはできない」との討論がありました。次に賛成討論を求めましたが、賛成討論なく、採決の結果、全会一致で不認定すべきものと決定しました。

各特別会計及び水道事業会計 **認定**

平成25年度湧水町国民健康保険事業特別会計、平成25年度湧水町介護保険事業特別会計、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計、平成25年度水道事業会計の歳入歳出決算の認定については、各事業とも概ね適正な事務事業運営となっており、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

決算 主要事業

公営住宅等維持補修事業

事業費 6216万5千円



内容 各公営住宅等の維持補修及び入退去時の住宅清掃を実施し、入居者の住環境の向上及び施設の延命が図られた。

質疑 町営住宅のストック計画における現状と将来像は。

回答 町が管理している住宅は現在461戸で空き家が44戸あります。平成34年度末には38戸少ない423戸が人口減少を考慮した場合、適正ではないかと考えます。

交通対策事業

事業費 1867万1千円



内容 公共交通機関の利用促進により路線の確保・存続のため、各種協議会を通じた活動を行う。また、町民の生活維持・観光客の利便性の確保のためふるさとバスを運行する。

質疑 ふるさとバス運行補助金は、前年度より増額になっているが、運賃収入は減収になっている。以前よりデマンド方式の運行形態に変更したらと要望してきたが、その検討はどのような状況か。

回答 近隣市町においてデマンド方式を取り入れた内容を参考に25年度も検討を重ねて来ました。デマンド式に変更した結果、24年度、25年度とも利用者が減っている状況であり、その原因は、事前に申し込む方式が利用者から不便であるということでありました。本町としてもその状況を考慮した場合、特に導入後において、住民サービスの低下にならないように、十分に検討しなければと考えております。そのようなことから今年度は、買い物弱者の対策として、ふるさとバスの利用促進は図れないものか、南国交通と協議を行っています。また、ふるさとバス利用促進協議会を開催し、買い物弱者対策として、運行ルートの変更について協議を進めたい。更に、今後どのような方向性が妥当か検討していきます。

平成25年度

総合交流施設管理

事業費 7688万3千円



内容 総合交流施設の管理・運営

意見 総合交流施設の温泉利用者が前年度比約3000人増加しているが、開設当初からすると大分減少してきている。更なる利用者増に向けた施策として意見箱内の内容を重視していただきたい。また、トレーニング施設の利用者も増加傾向である。今後とも機械類の更新にあたっては、早めの対応が欠かせないものと思うので、総体的に対応をするように。

健康増進事業

事業費 2166万5千円



内容 健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、生活習慣病予防等のための健診、健康教室、健康相談等の実施

質疑 受診率が前年度より低下しているが、今後の受診率向上対策は

答弁 他市町においては、人口の関係もあり個別に病院等で受診する対策が主であり、本町では特定健診とがん検診をセットにして住民の方々が受診しやすい体制には努めていますが、結果に繋がっていない状況であります。今後においては、あらゆる機会を利用し、積極的な啓発活動に努めるとともに、課内では受診率向上対策として、地域別に健康指導員的な人材を配置できないか検討しているところです。

県単急傾斜地崩壊対策事業

事業費 641万2千円



内容 危険性がある急傾斜地を県単急傾斜地崩壊対策事業により事業実施することで、地域住民の安全性の向上が図られた。

質疑 県単の急傾斜地崩壊対策事業に該当する内容は

回答 県が指定している急傾斜地条件は、がけの高さ5m以上、傾斜が30度以上、崩れた際に関係する家屋5件以上が基本となっております。

下場土地区画整理事業



内容 土地区画整理事業の基本設計となる実施設計・仮換地指定・建物調査等の各種設計を継続的に行う、また、宅地造成工事及び都市計画道路整備等の進捗が図られた。

質疑 都市計画の進捗状況と今後の見通しについては

回答 25年度末で約65%の進捗率でありまして、国からの補助金状況などを勘案したとき、事業終了予定の31年度までに完了することは極めて難しいと思われまますので、町の財政計画に影響が及ばないように35年度まで施行期間の延長を検討しています。

栗野幼稚園園舎屋根防水工事

事業費 845万3千円



内容 栗野幼稚園園舎はS57年に建築され、30年経過。職員室等で雨漏りが発生していたため防水工事を行った。

質疑 今回の改修工事で雨漏りは完全に止まったか。また、工事に対する保証規定などはあるのか。

回答 雨漏りについては、現在のところ問題なく改善されています。また、保証内容につきましては、全面にアクリルゴム系塗膜防水が施されていますので、長期間に渡って雨漏りは発生しないと想定していますが、今後10年間は、メーカーと施工業者及び鹿児島県防水工事業協同組合により屋根防水が保証されています。

海洋センター管理事業

事業費 3737万7千円



内容 町民の健康と青少年の健全育成の場として活用。なお平成25年度に施設改修を行い、屋内多目的運動場として整備

質疑 湧水町B&G海洋センター改修工事において、完成後の利用状況とテント部分の保証は

答弁 4月に開場し、8月末現在で、1024名、月平均で約200名が利用しており、ほとんどがゲートボール協会の方々であります。雨天時にはスポーツ少年団等や保育園等の運動プログラムにも利用されています。テント保証は10年であります。

平成26年 第3回定例会

一般会計補正予算 2,916万7,000円可決

総額 67億5,776万7,000円に

第3回定例会は9月10日招集され、10月16日までの37日間の会期で開催されました。

今定例会では、平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算のほか、いじめ防止対策推進法の公布に伴う、条例改正等を可決しております。また平成25年度の各会計の決算については、一般会計を不認定とし、各特別会計及び水道会計を認定しました。更に、元職員による公金横領事件に伴い、町長及び副町長の給与の特例に関する条例が提案され、それぞれ原案のとおり可決しました。

一般質問では、議員8名が13項目について質問しました。

番号制度システム 整備負担金

国の社会保障税番号制度に伴う各種システムを整備するための負担金の計上です。



降灰地域茶安定 対策事業補助金



県の補助採択に伴い、茶業生産組合が行う機械導入事業に対する補助金の計上です。

農地等災害 復旧工事費

7月の豪雨により災害を受けた農業施設の復旧工事費の計上です。



を 問 う !

職員の公金横領について

1年でも早く回収できるよう努力して参ります。



吉永 義和 議員

吉永

財政事情の厳しい昨今、町財政への還元見直しは町民の一大関心事です。今後に臨む見解と回収の手立てとして、以下について伺います。

①公金横領回収の現況について

町長

5月から8月までに3百56万9千3百77円返済され、残りが7千1百76万円です。

吉永

②今後の回収方法と法的回収措置について

町長

返済誓約書に基づき、返済するまで毎月返済することを誓約しており、毎月本人及び父親と接見する中で返済しなければならぬと強く認識されており、これに基づき回収して参ります。また、法的措置としては、作成した公正証書により横領金額を確定させております。

吉永

③公金横領全額の回収見通しについて

町長

公金横領額が多額であり本人だけでは返済が見込まれないため身元保証人に

対しても返済への協力を常にお願いしており、1年でも早く回収できるような努力して参ります。

吉永

④刑事告訴にあつての現況について

町長

法律事務所と刑事告訴に向けての委託契約を締結し、現在法律事務所において調査を進めていただいております。

吉永

⑤町民への説明責任について

町長

今後においても経過等について、町民の代表機関である議会や区長会等に説明をして参ります。

ふるさと納税の推進とPRについて

吉永

ふるさと納税制度に力を入れることで、特産品の振興・地域の活性化にも繋がり更に税収以外の自主財源を確保するとともに、地域の魅力を発信できるように、積極的に取り組むべきと考え、以下について伺い

ます。ふるさと納税に対してのPRをどのようにしているか。

町長

鹿児島応援寄附金募集推進協議会による各種PRのほか、町独自としてホームページ及び広報誌による広報や県外各地の湧水会総会時でのPRが主なものとなっております。

吉永

寄附者に対し、町の農産物など、特産品を贈呈する取り組みを生産者等とタイアップして、掘り起しをする考えはないか。

町長

本年度の特産品の贈呈による効果を検証し、それを踏まえて、今後どのような取り組みができるか検討致します。



本町特産品の一部

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!



職員の公金横領について

私に全責任があります。

久留須 修 議員

久留須

職員の公金横領事
件が発覚し、6ヶ月

近くになる。その間、議会全員協
議会においては、事件に関する報
告はなされているが、もつとも身
近な住民に対し報告は一切なく、
行政に対する不信感は、日々増大
していると云つても過言ではない。
そのような状況の中で、以下の点
について、町長の考えを伺います。
①何らかの形で住民へ報告義務
を果たすべきではないか。

町長

今回の公金横領事
件は、これまで議会

で経過等を報告してきた内容であ
り、私の職員への指導不足により
このような事件が発生し、住民に
対して大変ご迷惑をおかけし本当
に申し訳なく思っております。

①については、議会及び区長会
等でこれまでの経過等について説
明をしてきており、今後もこのよ
うな機会を通じて報告して参りま
す。

久留須

②新町湧水町を築
き上げてきた努力が、

不祥事よつて計り知れない汚点と
なり、町民はもとより、町出身者
にも多大な迷惑をかけているこの
悪しきイメージをどの様に払拭す
るのか。

町長

②については、本町
の発展振興に向けて、

今日まで多くの先輩方が鋭意努力
され築いてこられた湧水町のイメ
ージを、今回の職員不祥事により
多大なご迷惑をおかけし本当に申
し訳なく思っております。今後こ
のような事件等が起こらないよう
に、私も含めて職員と一丸となつ
て信頼回復のために日々努力して
参ります。

久留須

③自らの戒めに、
給与の10%カットは

なされたが、「その後の処遇につ
いても考えている」旨の発言を踏
まえ、今後、どのように考えてい

るのか。

町長

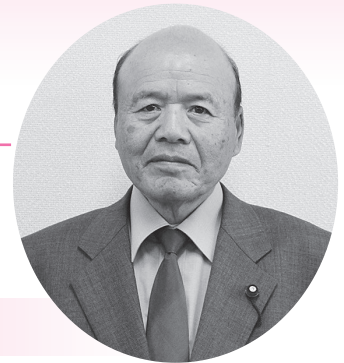
③についてですが、
今回の横領事件につい

ては、町長の指導不足が全てであ
り、私に全責任があります。今後
は職員の指導と共に、自分自身を
律していきたいと考えております。
また、今議会に自らを戒めるため
に追加議案を提案するつもりであ
ります。

(※なお今定例会において、町長
及び副町長の給与減額に関する条
例が提案されました。)

●その他の質問

町道水窪1号線道路改良につい
て



湯谷川排水機場の設置について

川内川流域全体のことを考えながらやっていく

松元 昭治 議員

松元

現在、湯谷川水門は、大雨等により洪水が予想される場合に、国土交通省の排水ポンプ車による排水がなされているが、水門が閉められ、湯谷川上流からの水量を考えると、排水ポンプ車の稼働範囲では住家浸水が未だ心配されると考えています。そのような中で、平成27年度の阿波井堰の完成を見込み、今後の対策として、平成24年に総合的な冠水被害軽減対策事業の国土交通省の事業指定を受け、湯谷川排水機場の設置等についても強い地元要望がなされ、事業計画に掲載されているが、今後どのように排水機場設置に向けて取り組みをしていくのか町長の考えを伺います。

町長

川内川上流河川改修期成同盟会及び川内川改修促進期成会においても、国土交通省に要望をいたしておりますが、今後におきましても、更なる

要望を強化してまいります。

松元

平成27年度末、阿波井堰も完成する予定であり、完成後は流水も早くなり、現在より、阿波井堰下流については水量が増すことが予想されます。そのような中で冠水被害軽減対策事業について国の指定を受けていますが、この事業について指定を受けながら、町としてどのように取り組みをしているのか。また、どのように進めておられるか。町長の考えをお伺い致します。

町長

川内川流域全体のことを考えながらやっていくことであると思います。下流のことだけ考えていたら上流はどうなるのかというのは、私どもは強く要求しております。吉松地域の桶寄川周辺の嵩上げの関係、無堤地区の関係など、これら併せながら、今の湯谷川の関係、総合的

に町自体の川内川の改良計画というものを立てて、国に要求していくということをしていきたいと思っています。ある程度の整合性がないと、点だけの事では難しいですので、ご協力をお願いしたいと思います。



湯谷川水門



横領金額の返済について

返済誓約書に基づき回収して参ります。

境田 公明 議員

境田

職員による横領事件が発生しました。

今年度になり横領金額や返済の確認等が行われたが、今後において返済の目途及び返済が滞った時の対応について町長の考えを伺います。

町長

これまで議会で経過等を報告してきた内容

であり、私の職員への指導不足によりこのような事件が発生し、住民に対して大変ご迷惑をおかけし本当に申し訳なく思っております。平成26年5月26日に提出された返済誓約書に基づき、完済するまで毎月返済することを誓約しており、毎月本人及び父親と接見する中で返済しなければならぬと強く認識されており、これに基づき回収

して参ります。また、公金横領額

が多額であり本人だけでは返済が見込まれないため、身元保証人に対しても返済への協力を常にお願いしており、1年でも早く回収できるよう努力して参ります。

境田

この事案で町長の責任はどのように考えて

いるのか。またどのように律するのかをお伺い致します。

町長

私の職員に対しての指導が欠けていたと深く反省しております。ご質問の中にあります「自からを律する」こ

とについては、公務をはじめ日常生活茶飯事にいたるまで、自分の歩んできたすべてを見極め、日々研鑽を怠ることのないように自らを律

して参りたいと思っております。

なお、立候補する場合に、町民に対して公約したこともありますので、その公約をどういうふうに実現するかということも私に課せられた一つの責任であると思っております。これから後皆さん方の行政に対する、自らを律するという事、ご指導を是非お願いしたいと思っております。



自主避難場所の指定について

地区に避難場所の開設を区長と協議して参ります。

橋元 義嗣 議員

橋元

現在、台風や豪雨等による対応として、町

において早めの自主避難を住民に呼びかけて、避難場所の開設を行っているが、自主避難場所の特定について、もう少し地域の状況を考慮しての指定はできないのか、町長に伺います。

町長

自主避難場所の開設については、住民の災

害による被災や不安を取り除くため早めの呼びかけを行っております。今年度の台風接近に伴い開設した自主避難所については、栗野地域を栗野中央公民館、吉松地域を吉松保健センターとして周知したところでありますが、これとは別に地域においても区長にお願いし、地域住民の要望があれば、地域の公民館の開設を依頼しております。実際に地域の公民館への自主避難者もおりますが、今後も自

主避難所については、地域の自主防災組織の育成も含め同様の対応を行うこととして地区に避難場所の開設を行うよう区長と協議して参ります。



農業所得向上政策について

橋元

湧水町の基幹産業である農業、特に畜産農

家の所得を向上させるために、耕

畜連携による政策をどのように考えているのか、町長に伺います。

町長

耕畜連携は、耕種農家と畜産農家が連携す

ることにより、飼料用稲や稲わらの生産利用並びに水田への放牧などが、本町では粗飼料の生産や利用、堆肥の還元などの資源循環が図られていますが、水田の有効活用を図ることで、畜産農家に限らず耕種農家も含めた所得向上のために粗飼料生産は有効な手段であり、経営所得安定対策交付金等の活用を図りながら、農業振興を推進していきたいと考えます。



栗野小学校前のJR長谷踏み切り周辺の道路整備について 変則交差点の為何らかの方法を取るべき

綾織 まち子 議員

綾織

町道駅前砂走線の長谷踏み切り周辺の踏

切・道路・歩道改修に伴い、児童も安心して通学出来る様になりました。しかしながら、町道敷地の残地が発生し、形態も悪く、車両通行において以前からすると非常に不便になったと感じる。現場は三角形の残地があり、ポールが立てられ簡単に出はいり出来ない状況です。なぜこのような形の整備となったのか、また、残地について、今後どのような土地利用を考えているのか伺います。

町長

道路新設及び改良の建設にあたっては、道路構造令に基づいて設計すること

になっております。したがって、交差点においては、直角交差が基本となっております。ご指摘の交差点は、町道駅前砂走線と町道下場老竹線が鋭角交差で交通障害が生じていたため、直角交差に改良して左右が確実に確認出来るように交差点改良を行ないました。

綾織

道路構造令に基づ

く設計で直角交差が基本と言われても、改修前よりも不便になってますが、このままの状態か又は、改修されるのか考えを伺います。

町長

変則的な交差点の為

十分に検討し関係の各長と協議しながら何らかの方法を取るべきだと又、白線が途中で切れていることもまずかったと感じます。道路構造令そのものが、変則交差点に当てはまるのかと考えていく必要があると思っています。



長谷踏切 変則路周辺



長谷踏切

豪雨、台風等災害対策について

緊急事態時に犠牲者を出さない



森山 マスミ 議員

森山

広島市当該地区で多くの犠牲者が出た。土砂災害警戒危険区域指定の遅れと避難勧告の遅れを認めていた。我町も急傾斜地危険区域を多く抱えている。局地的豪雨により災害が起る危険を知らせる対策について伺います。

町長

各種警報が発令のとき、担当職員が情報収集を行い住民に対し防災無線等や区長、消防団を通じ周知を行っています。

森山

土砂災害特別区域指定における災害弱者を含めての避難体制はどの様になっているのか。

町長

災害弱者を含む住民の避難については、早めの避難を基本とし、自主防災組織を中心に体制を整えたいと考えております。

森山

子供達への防災訓練、防災教育、災害時の

確な避難体制について伺います。

教育長

各学校において、防災教育も含めた安全教育に係る年間指導計画を作成し、全校一斉や学級単位で全教育を通じて指導の徹底を図っています。

吉松パーキングにおけるスマートインターについて

森山

現スマートインターは災害対応だけでなくETCを設置することで広く一般の利用活用ができる。今、日本を取り巻く情勢は尖閣諸島、中国問題など厳しさを増している。この為、南九州を統括する西部方面隊の防衛力整備と部隊の強化充実が必要とされている。その為には霧島演習場が非常に重要視され頻繁に多角的に活用されると聞いている。自衛隊のアクセスインターとして、吉松パーキングの利用は非常に便利な位置にある。本活的な活用を国に働きかけ必要な対策を講じていただきたいと思います。

町長の考えを伺います。

町長

緊急事態のスマートインターの切替、防衛関係、法務省の施設、これを合わせながら緊急事態が発生した場合の対応は、一般道路よりも高速道路が良いと認識させるといことであると思います。各関係機関に働きかけ連携し、取り組んでいきます。

森山

霧島演習場、国を守る施設があるという強みを活し、各関係機関と連携し町長が先頭に立ち熱心に力強く要望していただきたいと思います。



吉松パーキングエリア



町道整備の取り組みについて

整合性を図りながら整備を

宮里 廣昭 議員

宮里

町道整備については、行政として前向きに努力され、地域住民の生活に欠かせない整備がなされてきたと思います。しかし整備が必要とされる町道が数多くあり、当初予算には道路ストック総点検委託料2000万円、町道整備工事費8000万円が計上されているが、町長として町道の整備についてどのようにとらえているのか、その考えを伺います。

町長

過疎計画とむらづくり実践方策等に基づいて整備を実施しているところでありますが、災害及び災害等が予測される場所、並びに道路本体の損傷がひどい路線については計画変更して実施する場合があります。今後につきましては、本年度から実施しております道路ストック総点検の調査結果を基に過疎計画とむらづくり実践方策等との整合性を図りながら整備を進めてまいります。



竹迫町道

町づくりについて

宮里

これまで町長は、わが町は美しく、住みよくなる町づくりをしたいと言われて来ましたが、今回、停車場地区での町づくりでは、住民が行政の力添えを強く願っていることをどのように受け止めているのか。また、これから吉松地域が必要とする町づくりは、行政のトップとして、何処に力を注ぐ必要があると思うのか、町長の考えを伺います。

町長

現在、補助事業の選択と併せ地域の組織づくりや事業の具体化に向けて検討を行っております。吉松駅を中心とする停車場秋まつりや吉松駅構内花壇づくりなど、地域の方々が行うことにより地域の活性化が図られていることに対し、大変ありがたく、心強く思っております。吉松地域の町づくりについては、今後も新町まちづくり計画書の地域別振興方針に基づき、現在の社会経済情勢を見極めながら、合併前のまちづくり構想を基本とし、地域住民の方々と一緒になって魅力あるまちづくりを進めたいと考えております。



吉松駅前

閉会中の所管事務調査報告

委員長 池上 滝一



議会改革調査特別委員会では、平成26年8月19日から21日の3日間にわたり、茨城県大洗町議会、群馬県東吾妻町議会、埼玉県嵐山町議会を訪問し、所管事務調査を実施しました。調査目的は、本町議会が制定に向けて取り組んでいる議会基本条例の先進地との視点からであります。

(8月19日 茨城県大洗町議会)

大洗町は人口約1万3000人、一般会計予算約93億円、議員定数13名、常任委員会が、総務、文教厚生、建設経済、予算決算の4委員会であり、年間の観光客が、約550万人訪れる観光を主な産業とした町でありました。

議会基本条例の内容について、まず一般質問の形式ですが、ここでは午前中に3人までとなっております。その理由は、1日を通して一般質問を行うと昼食時間の関係で、傍聴者が一旦席を離れること

になり、午後の部には戻って来ない傾向が多く見られたことにより、傍聴者増の視点から実施しておりました。また、午後は常任委員会を行い、委員会については、1人の議員が2委員会に所属することを義務付けており、全議員が全部の委員会の内容を把握する必要があるのであれば、所属していない委員会には傍聴をすることとなっております。

大洗町議会を調査した感想として、執行部側も議員の質疑に対して、議長が答弁者として誰を指名するのか、議会側としても議長が反問権の発動を執行部に要請する実例など、また、傍聴者に対し無記名アンケートによる意見収集など、いわゆる非常に緊張感を持った議会運営であり、そのことが、議会の活性化に繋がっているものと思われました。特に、反問権は議会改革の大きな柱であり、施策の考え方等について、十分な議論を行なうために、また、議員の資

質向上を勘案すると、重要な事項であると考えます。本町議会としても議会基本条例を制定するにあたり、十分に参考にするべきと感じたところでありました。



(8月20日 群馬県東吾妻町議会)

して有名ではありますが、日本名水百選に認定された箱島湧水もあり、水と緑に恵まれた自然環境の豊かな町であります。

議会基本条例制定の経過については、この件に精通している東京財団研究員等との意見交換会を交えながら、基本的事項の作成について、草案作成に至ったとのことでありました。

また基本条例は議会内部だけで制定するのではなく、議会報告会の中で制定に向けた概要などを説明し、パブリックコメントを募集し、町民の意見も内容に盛り込んでいました。

東吾妻町は人口約1万5700人、一般会計予算約85億円、議員定数14名で、常任委員会が文教厚生、総務建設の2委員会構成されており、八ッ場ダムの所在地と

東吾妻町議会における感想は、群馬県内には23の町村が実在する中で、3番目という速さで、積極的に議会基本条例を制定した町であり、条例制定後の運用実績もおおむね順調で、議会の活性化に効果が表れていると感じました。また傍聴者に、議案の審議に用いる議案書及び資料等を

湧水町議会改革調査特別委員会の

提供し、町民の傍聴意識を高める工夫などは、参考になる施策であり、その条例内容が充実したものが要因であると察するところでありました。



(8月21日 埼玉県嵐山町議会)

嵐山町は人口約1万8300人、一般会計予算約54億円、議員定数14名、常任委員会が、総務経済と文教厚生との2委員会構成されており、第2次・第3次産業

が97%ほどを占める産業の町でありました。

実現できるものから実践していくことから、議会傍聴者に対して、議会資料の配布を実施しております。具体的には、当初予算書、決算書等は、膨大な資料となるので閲覧とし、それ以外の議案書等は持ち帰り可能としておりました。さらには、議会会期予定表や一般質問の登壇者及び質問内容をチラシにして、町内のスーパーや公的機関など13カ所に掲示を行っていました。

嵐山町議会における感想は、専門的知見の活用や議会モニターを設置など議会活性化に向けた真摯な活動・施策は、優れた内容であると思われました。また、傍聴者に議案書の持ち帰りを許可する仕組みや一般質問等の内容を住民に大々的に知らしめる対策は、開かれた議会について大いに効果があると感じました。



いずれの議会におきましても、議会基本条例ありきではなく、議会活性化のために出来ることをコツコツと積み上げてきたことが結果的に目標とする、地域に見合った議会基本条例となったとの実際に感銘するものがありました。

本町議会におきましても、今年12月議会を目途に議会基本条例の制定を考慮していたところですが、条例の本丸である、反問権、自由討議、議会政治倫理条例、議会報告会、住民参加、情報公開の充実な

ど、さらには今回の研修で習得した新たな制度・施策を組み入れた条例の制定には、相当な時間と内部検討が必要ではないかとも感じます。

しかし、近年、議会基本条例は議会活動における標準装備とも言われる時代であり、法整備による議会の改革、真の議会改革は今後において避けて通れない案件でもあり、今日の分権時代には、地方自治の本旨に基づく地方議会の基本原則を定めた条例制定は急を要するとも思われます。

従いまして、当委員会では、住民に開かれた議会、議員の活動が住民に見える議会を基本理念として、改革に真摯に向き合い、内容の充実した湧水町議会基本条例を制定すると委員全員の意見でありました。

湧水町水害等対策調査特別委員会の 閉会中の経過報告

委員長 森山 マスミ



(平成26年4月28日)

川内川河川事務所の主催による阿波井堰工事見学会が行われ、湧水町水害等対策調査特別委員会において、工事現場で菱刈出張所長及び工事現場責任者から工事の進捗状況等の説明を受け、調査を行いました。

この見学会は、希望された住民の方々等に対しても、4月28日から4月30日までの3日間、約1時間の行程で、同様な説明、現場見学会が行なわれ、240名程の方々が訪れたとの事でありました。

現在の概要として、平成26年4月に阿波井堰の制水ゲート開閉操作室やゲート格納施設の建設に伴う工事着工安全

祈願祭を行い、施設の規模は、敷地面積862.53㎡、操作室87.6㎡、格納施設111.69㎡であり、本体ゲートの進捗状況は、平成26年6月現在で62%であるとのことでありました。

また、鶴田ダム再開発事業について、ダムからの放流管の工事変更に伴い、竣工が2年遅れるとのことであるが、ダムからの事前放流開始可能時期は、予定通り平成27年度末となっていることから、阿波井堰の運用開始時期には影響しないとのことでありました。

平成27年度には、旧固定堰の撤去工事、管理施設工事の予定であり、順調な工事竣工

を望むものであります。

さらに、阿波可動堰の運用について、農業用水としての機能と洪水防護の観点から運用規定に関して、河川事務所JNC、町との緊密な調整も必要であると考えます。

また、この特別委員会は、水害等に繋がる各気象情報についても、委員相互の共通認識を深めるために、また、対策等にも万全を期すために、台風などの状況や自主避難の状況においても随時、情報収集を行ないました。



こんなことが決まりました

| 議案 | 案 | 提案理由等 | 結果 |
|--------|--|--|------|
| 報告第3号 | 湧水町土地開発公社の経営状況の報告について | 地方自治法第243条の3第2項の規定により、湧水町土地開発公社の経営状況について報告するもの。 | — |
| 報告第4号 | 平成25年度湧水町健全化判断比率の報告について | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく、平成25年度湧水町健全化判断比率の4指標を報告するもの。 | — |
| 報告第5号 | 平成25年度湧水町水道事業会計資金不足比率の報告について | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく、平成25年度湧水町水道事業会計資金不足比率を報告するもの。 | — |
| 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて | 地方自治法の規定により、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの。 (歳入歳出の総額に75万6千円を追加し、総額を67億2860万円とするもの。) | 承認 |
| 認定第1号 | 平成25年度湧水町一般会計歳入歳出決算の認定について | P3参照 | 不認定 |
| 認定第2号 | 平成25年度湧水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P3参照 | 認定 |
| 認定第3号 | 平成25年度湧水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P3参照 | 認定 |
| 認定第4号 | 平成25年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P3参照 | 認定 |
| 認定第5号 | 平成25年度湧水町水道事業会計歳入歳出決算の認定について | P3参照 | 認定 |
| 議案第34号 | 湧水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするもの。 | 原案可決 |
| 議案第35号 | 湧水町青少年問題協議会設置条例の全部を改正する条例の制定について | いじめ防止対策推進法の公布に伴い、湧水町青少年問題協議会設置条例の全部を改正しようとするもの。 | 原案可決 |
| 議案第36号 | 湧水町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について | いじめ防止対策推進法の公布に伴い、学校におけるいじめ問題対策を行うため、本条例を制定しようとするもの。 | 原案可決 |
| 議案第37号 | 平成26年度湧水町一般会計補正予算(第5号) | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2916万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5776万7千円とするもの。 | 原案可決 |
| 議案第38号 | 平成26年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2389万円とするもの。 | 原案可決 |
| 議案第39号 | 平成26年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2688万9千円とするもの。 | 原案可決 |
| 議案第40号 | 平成26年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4380万2千円とするもの。 | 原案可決 |
| 議案第41号 | 湧水町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 元職員による公金横領事件に関し、事件の全容が明らかになったことに伴い、職員を指揮監督する立場として深く反省し、更に自らを戒めるため、所要の改正をしようとするものである。(給料の30%減額、平成26年1月1日から平成29年3月31日まで) | 原案可決 |
| 議案第42号 | 湧水町副町長の給与の特例に関する条例の制定について | 元職員による公金横領事件に関し、事件の全容が明らかになったことに伴い、副町長として職員を監督する立場からその責任を更に重く受け止め、本条例を制定しようとするものである。(給料の10%減額、平成26年1月1日から平成29年3月31日まで) | 原案可決 |



議会の動き

| 月 | 期日 | 曜日 | 議会の動き |
|----|-----|----|---|
| 7月 | 4日 | 金 | ・議会運営委員会 ・議員全員協議会 |
| | 7日 | 月 | ・第2回議会臨時会 ・広報編集委員会 ・議会改革調査特別委員会小委員会 |
| | 11日 | 金 | ・停車場地区まちづくり座談会 |
| | 24日 | 木 | ・広報編集委員会 |
| | 27日 | 日 | ・湧水町夏祭り |
| 8月 | 4日 | 月 | ・町不要財産調査会 |
| | 7日 | 木 | ・議員全員協議会 ・議会改革調査特別委員会 |
| | 15日 | 金 | ・町戦没者追悼式 |
| | 18日 | 月 | ・長島町・さつま町湧水町議会議員合同研修会 |
| | 19日 | 火 | ・議会改革調査特別委員会研修 ※21日まで |
| | 26日 | 火 | ・始良・伊佐介護保険組合議会 |
| | 27日 | 水 | ・秋季畜産共進会 |
| | 28日 | 木 | ・広報委員研修会 |
| | 29日 | 金 | ・議会運営委員会 ・伊佐北始良環境管理組合定例会 |

| | | | |
|-----|-----|---|------------------------------|
| 9月 | 1日 | 月 | ・不要財産調査会 |
| | 5日 | 金 | ・議会運営委員会 |
| | 8日 | 月 | ・議員全員協議会 ・議会改革調査特別委員会小委員会 |
| | 10日 | 水 | ・第3回議会定例会 本会議 ・決算審査特別委員会 |
| | 11日 | 木 | ・本会議 ・各常任委員会 |
| | 12日 | 金 | ・始良地区畜産共進会 |
| | 16日 | 火 | ・議員全員協議会 ・各常任委員会 |
| | 18日 | 木 | ・決算審査特別委員会 |
| | 19日 | 金 | ・決算審査特別委員会 |
| | 24日 | 水 | ・決算審査特別委員会 |
| 10月 | 26日 | 金 | ・決算審査特別委員会 |
| | 27日 | 土 | ・県畜産共進会 |
| | 30日 | 火 | ・本会議 ・決算審査特別委員会 |

《議員のあいさつ状の制限について》

● あいさつ状の禁止（公職選挙法第147条の2）

政治家は、その選挙区内の人に答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する時候のあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む）を出すことは出来ません。

ここでいう「政治家」とは、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、現在公職にある者をいいます。

次のようなあいさつ状を出すことは禁止されています。

- 年賀状 ●暑中見舞状 ●残暑見舞状 ●寒中見舞状 ●クリスマスカード
- 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼状
- 年賀電報・電子郵便（Eメールなど）による年賀状など

傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は11月下旬予定

編集後記

栗野岳界隈の鮮やかな紅葉も見ごろとなり、凌ぎやすい季節となりました。今年の稲作につきましても、日照不足や台風等の影響により、いっぴくなく難儀であったかと察するところでもあります。広報委員会では、皆様方により分かりやすく、より親しみやすさを念頭に委員一同、取り組んでいるところでもあります。今回も九月議会に於ける補正予算、決算審査の内容や一般質問等を中心に掲載しました。皆様方のご意見をお寄せいただければ幸いに存じます。これから先、日、一日と寒さが募ってまいります。健康に十分留意されお過ごしください。

議会広報編集委員会

| | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 吉永 義和 |
| 副委員 長 | 宮里 廣昭 |
| 委員 | 橋元 義嗣 |
| 同 | 松元 昭治 |
| 同 | 綾織 まち子 |
| 同 | 西牟田 徹也 |